

第123回

定時株主総会 招集ご通知



TOKYO KAIKAN

開催日時

平成29年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
如水会館2階「スターホール」

株主総会にご出席いただけない場合には、
同封の議決権行使書用紙に各議案に対する
賛否をご表示いただき、ご返送ください。

目次

第123回定時株主総会招集ご通知	1
【添付書類】	
事業報告	2
計算書類	14
監査報告書	21
株主総会参考書類	23
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 **東京會館**

証券コード：9701

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
株式会社 **東京會館**
取締役社長 渡 辺 訓 章

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、きたる平成29年6月28日（水曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
如水會館2階「スターホール」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 第123期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告
および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaikan.co.jp>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、前半は個人消費の減速と円高による企業業績の悪化で低迷が続きましたが、11月の米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利をきっかけに円安ドル高に転じ、輸出が伸び企業収益の改善が続いてきました。しかしながら、中国経済の減速や英国のEU離脱に揺れる欧州経済、国内では低迷を続ける個人消費と景気の先行きは不透明な状況です。

このような状況のもと、建替えのため本館休館中の当社は、本館および昨年10月に東京銀行協会ビル建替えに伴い閉店した銀行倶楽部のお客様を、既存の営業所へ最大限誘致するとともにケータリングの拡充を図るなど、本館休館中の収益源となる営業所の営業力・集客力の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は、上述の取り組みにより既存営業所で前期比2.9%増加したものの、銀行倶楽部閉店による売上減少が大きく、前期比1.9%減の5,884百万円となりました。

一方、経費面では、社員の同業他社への出向による人件費の圧縮、原価管理の徹底、建替費用を含めた一般経費の削減等によりきめ細かくコスト削減に努めましたが、退職給付費用の増加や本館休館による売上減少が大きく影響し営業損失1,089百万円、経常損失1,045百万円となりました。しかしながら建替え事業の資金に充当するため、本館敷地一部売却等により1,381百万円を特別利益に計上した結果、当期純利益は142百万円となりました。

これを部門別にみますと

宴会部門につきましては、一般宴会は、本館ならびに銀行倶楽部のお客様を各営業所へ積極的に誘致し、加えて新規開拓に重点を置き、企業や各団体、個人に対するセールス活動やケータリングセールスの強化に努めました。

一方、婚礼については、ブライダルフェアを頻繁に開催するとともに、婚礼情報誌への広告掲載ならびにホームページの刷新など宣伝活動の充実を図り、婚礼組数の獲得に積極的に取り組みましたが、銀行倶楽部閉店や婚礼件数の減少により売上高は前年比減となりました。

以上の結果、一般宴会、婚礼合計の宴会部門売上高は、2,651百万円（既存店前期比4.5%増）となりました。

食堂部門につきましては、昨年に引き続き東京交通会館屋上にビアガーデンを開業したほか、直木賞作家 辻村深月氏の著作「東京會館とわたし」刊行記念コースをレストラン5店舗で提供するなど特色あるフェアを企画、開催するとともにWEBセールスにも注力し、売上の拡大に努めました。その結果、食堂部門の売上高は2,581百万円（既存店前期比0.2%増）となりました。

売店・その他の営業につきましては、食品部門で、季節限定商品の開発・販売と、宴会関連のギフト商品の売上獲得および百貨店における催事への出店に積極的に努めました。その結果、売店・その他の営業の売上高は651百万円（既存店前期比7.5%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は986百万円で、主なものは次のとおりであります。なお、所要資金は、全て自己資金をもって充当いたしました。

- ・本館建替設計監理業務および工事
- ・千石工場 菓子生産設備改修 (平成28年 8 月完成)
- ・浜松町東京會館 宴会場改装工事 (平成28年11月完成)

(3) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、政府・日銀による脱デフレ政策と成長戦略の推進により、緩やかな景気回復が図られると思われませんが、低調な個人消費の動向に加え、中国・新興国経済の減速、欧州の政情不安定化、米国における保護主義の台頭が懸念される状況にあります。

このような経済環境にあつて、当社におきましては、平成31年1月に予定しております本館営業再開までは、営業収入源が営業所に限られるため、売上の大幅減少が避けられない状況が続きます。引き続き営業所の営業力強化に全社をあげて取り組み、併せて新規の受託業務獲得にも力を注ぎ、本館休館に伴う営業損失の圧縮に全力を尽くしてまいります。

本館建替え工事の進捗状況につきましては、平成30年10月の竣工に向け、昨年12月に立柱式を行い地上階の本格的な建築工事に入っております。また、本館開設準備室を中心に、新本館開業に向けた準備を着実に推し進め、本年12月には、丸の内地区にウエディングサロンをオープンし、婚礼予約の受付を開始する予定です。

東京會館が長年培ってきた“伝統”を維持しつつ、更なる発展に向けた“新しさ”を兼ね備えた新本館とすべく創意を凝らすとともに、お客様に従来以上のご満足をいただけますよう全役職員一丸となって新本館の開業準備を進めてまいります。

当社は、今後とも引き続きコーポレートガバナンスならびにコンプライアンス体制の充実を図るとともに、リスク管理体制の更なる強化など企業としての社会的責任（CSR）を果たす施策を積極的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：記載ある場合は百万円)

期 別 項 目	第 120 期 平成26年 3 月期	第 121 期 平成27年 3 月期	第 122 期 平成28年 3 月期	第 123 期 (当事業年度) 平成29年 3 月期
売 上 高	10,133	9,722	5,995	5,884
経 常 利 益 また は 経 常 損 失(△)	516	370	△ 884	△ 1,045
当 期 純 利 益	272	103	159	142
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	81.64円	30.95円	47.59円	42.53円
総 資 産	11,353	11,214	10,411	10,596
純 資 産	6,733	7,054	6,950	7,200

- [注] 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第120期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

宴会場・結婚式場・レストランの経営ならびに洋菓子等の食品製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 館	東 京 都 千 代 田 区	銀 座 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
浜 松 町 東 京 會 館	東 京 都 港 区	富 国 ビ ル 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
如 水 會 館	東 京 都 千 代 田 区	日 比 谷 営 業 所	東 京 都 千 代 田 区
大 手 町 営 業 所 (L E V E L X X I)	東 京 都 千 代 田 区	癌 研 有 明 病 院 営 業 所	東 京 都 江 東 区
三 越 日 本 橋 本 店 営 業 所	東 京 都 中 央 区	千 石 工 場	東 京 都 江 東 区

- [注] 1. 本館は、建替えのため平成27年2月1日から休館しております。
2. 銀行倶楽部は、平成28年10月31日に閉店いたしました。

(7) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
429 名	△ 18 名	45.9 才	18.0 年

(8) 主要な借入先および借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	120 百万円
日本生命保険相互会社	50
株式会社みずほ銀行	50
三菱UFJ信託銀行株式会社	50
株式会社三井住友銀行	50

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,900,000株
(2) 発行済株式の総数 3,463,943株（自己株式 122,302株を含む）
(3) 株主数 4,239名（前期末比 257名減）
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
サントリーホールディングス株式会社	313	9.37
日本生命保険相互会社	172	5.16
株式会社三菱東京UFJ銀行	165	4.95
東京會舘取引先持株会	147	4.41
株式会社みずほ銀行	146	4.38
三菱地所株式会社	131	3.92
三信株式会社	129	3.88
明治安田生命保険相互会社	105	3.15
富国生命保険相互会社	100	3.02
阪急阪神ホールディングス株式会社	100	3.00

- [注] 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式122千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年6月29日開催の第122回定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で10株を1株にする株式併合および単元株式数の1,000株から100株への変更を行いました。

これにより発行可能株式総数は、80,100,000株減少し、8,900,000株となりました。発行済株式の総数は、31,175,491株減少して、3,463,943株となりました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 原 幸 弘	
代表取締役専務	上 原 誠 人	営業本部長 兼 本館営業部長
代表取締役専務	渡 辺 紳 一	管理本部長
常 務 取 締 役	外 山 勇 雄	調理本部長
取 締 役	松 岡 功	東宝株式会社 名誉会長 株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役
取 締 役	鈴 木 輝 伯	経理部長
取 締 役	永 田 充 史	営業本部副本部長 兼 営業推進部長 兼 営業所事業部長
取 締 役	渡 辺 訓 章	本館開設準備室長
取 締 役	宮 岡 成 治	如水会館総支配人
常 勤 監 査 役	木 村 輝 昭	
監 査 役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 三菱重工業株式会社 社外取締役 監査等委員
監 査 役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長 サントリービジネスエキスパート株式会社 代表取締役会長

- [注] 1. 取締役 松岡 功氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 木村輝昭、監査役 畔柳信雄、相場康則の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 木村輝昭氏は、金融機関で長年勤務し、また、公開会社の元常勤監査役として監査経験もあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 松岡 功、監査役 畔柳信雄、相場康則の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 平成28年6月29日開催の第122回定時株主総会において、新たに監査役に相場康則氏が選任され就任いたしました。また、同定時株主総会終結の時をもちまして、監査役 寺澤一彦氏は、辞任により退任いたしました。

6. 当事業年度中の取締役の担当の異動。

氏名	新	旧	異動日
上原 誠人	代表取締役専務 営業本部長 兼 本館営業部長	代表取締役専務 営業本部長 兼 本館営業部長 兼 マーケティング部長	平成29年1月1日

【ご参考】 決算期後の異動
取締役の地位・担当の異動

氏名	新	旧	異動日
藤原 幸弘	代表取締役会長	代表取締役社長	平成29年4月1日
渡辺 訓章	代表取締役社長	取締役 本館開設準備室長	平成29年4月1日
上原 誠人	代表取締役副社長	代表取締役専務 営業本部長 兼 本館営業部長	平成29年4月1日
渡辺 紳一	代表取締役専務	代表取締役専務 管理本部長	平成29年4月1日
鈴木 輝伯	常務取締役 管理本部長	取締役 経理部長	平成29年4月1日
永田 充史	常務取締役 営業本部長 兼 営業所事業部長	取締役 営業本部副本部長 兼 営業推進部長 兼 営業所事業部長	平成29年4月1日
宮岡 成治	取締役	取締役 如水会館総支配人	平成29年4月1日
藤原 幸弘	取締役相談役	代表取締役会長	平成29年5月12日

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	136百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	22百万円 (22百万円)

- [注] 1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成20年6月26日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額2億5,000万円以内、また、監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と、それぞれ決議いただいております。
3. 支給人員および報酬等の総額には、平成28年6月29日開催の第122回定時株主総会終結の時をもちまして退任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	松 岡 功	東宝株式会社 名誉会長	当社の大株主であります。
		株式会社フジ・メディア・ホールディングス 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	木 村 輝 昭	該当事項はありません。	該当事項はありません。
社外監査役	畔 柳 信 雄	株式会社三菱東京UFJ銀行 特別顧問	当社の大株主であり、借入先であります。
		株式会社三菱総合研究所 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
		三菱重工業株式会社 社外取締役 監査等委員	
社外監査役	相 場 康 則	サントリーホールディングス株式会社 取締役副社長	当社の大株主であり、原材料の仕入れ先であります。
		サントリービジネスエキスパート株式会社 代表取締役会長	重要な取引その他の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	松 岡 功	当事業年度開催の取締役会12回のうち、11回に出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	木 村 輝 昭	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	畔 柳 信 雄	当事業年度開催の取締役会12回全て、および監査役会6回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。
社外監査役	相 場 康 則	当社監査役就任後開催の当事業年度取締役会10回のうち9回、および監査役会5回全てに出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、必要に応じて意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

きさらぎ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 15百万円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15百万円 |

- [注] 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の、監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の遂行に支障があると判断される場合など、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基本原則として東京會館企業行動規範、コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が、法令及び定款等を遵守するよう、周知徹底を図る。
- ② 監査役は、取締役の法令及び定款等の遵守状況を監視するとともに、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、モニタリングを行いコンプライアンス体制の強化を図る。
- ③ 取締役及び使用人は、法令及び定款等に違反する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、情報管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクのなかで、以下のリスクを当社の三大リスクと認識し、個々のリスクについてそれぞれ委員会を設置し、その管理体制を整え、使用人に対する研修、教育を行う。
 - ア. 食品衛生及び食品安全に関するリスク
 - イ. 防火及び防災に関するリスク
 - ウ. 顧客個人情報に関するリスク
- ② リスク管理規程を定め、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程・常務会規程及び常勤役員規程を定め、取締役会を月1回開催するほか、常務会を週1回開催し、必要に応じて適宜臨時に開催することで職務執行の迅速化・効率化を図る。
- ② 経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役と協議のうえ、人選・配置を行う。

- ② 当該使用人については、その人事に関し、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 当該使用人が他部署と兼務の場合、監査役の職務遂行上必要な時は、その業務を優先する。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 取締役及び使用人は、コンプライアンス基本規程の定めに従い、当社における重大な法令違反等を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告する。
 - ② 公益通報者保護法等の法令に従い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない体制を整える。
- (7) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
- 監査役が職務の執行について生ずる費用等を請求したときは、監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理手続を行う。
- (8) 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - ② 取締役は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
 - ③ 内部監査部門は、監査役と適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制**
- ① 内部統制基本規程を定め、財務報告に重要な虚偽記載や誤りが生じる可能性の高い業務プロセスについて、そのリスクの低減を図るシステムを整備する。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況を定期的にモニタリングし、統制上の重要な不備を発見した場合には、速やかに監査役、取締役会に報告し、その是正を行う。
 - ③ 財務報告に係るIT業務の内部統制システムの整備を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に関する体制**
- ① 当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たない。
 - ② すべての取締役及び使用人に対し、反社会的勢力との接触並びに取引を行わないこと、社内の密接な連携を本社並びに各営業所に周知徹底し、万が一、このような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関と連携のうえ、当社として毅然とした態度で対応する。
 - ③ 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、警察並びに地域の企業と積極的な情報交換に努める。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス等規程類の自社ポータルサイトへの掲載で、取締役及び使用人がいつでも閲覧できる体制を整備し、その周知・徹底を図っております。
- ② 監査役は、内部監査部門と連携して、内部統制システムの整備・運用に関し、各部門責任者との面談とモニタリングをとおり体制の強化と監視を図っております。
- ③ 取締役及び使用人が監査役、取締役会に報告する体制として設置した「社内通報システム」の窓口を、常勤監査役、調査担当部署を内部監査室とし、その実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務執行の適正及び効率性確保に関する体制

経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は、常務会において議論を行い、その審議を経て、社外取締役1名、社外監査役3名出席の取締役会において執行決定を行い意思決定及び監督の実効性を確保しております。当事業年度は、取締役会を12回、常務会を40回開催いたしました。

(3) リスク管理体制

- ① 食品衛生及び食品安全
食品衛生対策委員会において、各営業所及び食材購入先の食品衛生巡回・指導を行うとともに、新入社員・部門責任者あてに適宜講習会を実施しております。また、当事業年度より通常の衛生巡回に加え、第三者の外部衛生機関による衛生検査を実施し、更なる衛生管理の徹底を図りました。
- ② 防火及び防災
防火・防災対策委員会指導のもと、各営業所において入居先オーナー主催の首都直下型地震等防災訓練に積極的に参加しております。また、東京消防庁主催の「普通救命等（応急手当）講習会」に年2回参加し、会社全体で使用人の3割以上が救命技能認定を受け、平成19年には「応急手当奨励事業所」に認定されるなど、緊急時におけるお客さまへの対応に備えております。
- ③ 顧客個人情報
情報管理委員会において、顧客情報の取扱いに関し新入社員研修会での説明や社内イントラネットに注意事項を掲載するなど、使用人への周知・徹底を図っております。

(4) 監査役の職務の執行に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、内部監査室員1名を任命しております。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、重要課題等について意見交換を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

内部監査室並びに会計監査人により、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を行っております。当事業年度は、売上高の大きい4営業所を評価範囲といたしました。

〔注〕 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,471,048	流動負債	1,026,947
現金及び預金	1,452,008	買掛金	147,979
売掛金	373,352	短期借入金	380,000
未収入金	29,428	未払金	228,659
有価証券	399,923	未払法人税等	65,742
商品及び製品	16,027	未払消費税等	5,768
仕掛品	9,607	未払費用	52,993
原材料及び貯蔵品	70,207	預り金	69,604
前払費用	64,626	賞与引当金	76,200
その他	56,217	固定負債	2,369,074
貸倒引当金	△ 349	退職給付引当金	1,897,929
固定資産	8,125,646	資産除去債務	74,768
有形固定資産	4,911,533	長期未払金	80,376
建物	338,503	長期預り保証金	316,000
機械装置及び運搬具	75,744	負債合計	3,396,022
工具、器具及び備品	203,260	(純資産の部)	
土地	2,744,219	株主資本	6,621,530
建設仮勘定	1,549,805	資本金	3,700,011
無形固定資産	3,009	資本剰余金	2,883,140
電話加入権	3,009	資本準備金	925,002
投資その他の資産	3,211,103	その他資本剰余金	1,958,137
投資有価証券	1,626,062	利益剰余金	477,018
敷金及び保証金	469,727	その他利益剰余金	477,018
繰延税金資産	377,244	固定資産圧縮積立金	35,466
従業員に対する長期貸付金	3,947	繰越利益剰余金	441,552
長期前払費用	173,650	自己株式	△ 438,639
その他	560,470	評価・換算差額等	579,141
		その他有価証券評価差額金	579,141
資産合計	10,596,694	純資産合計	7,200,672
		負債純資産合計	10,596,694

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,884,509
売 上 原 価		5,329,252
売 上 総 利 益		555,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,644,786
営 業 損 失 (△)		△ 1,089,529
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	27,899	
そ の 他	25,462	53,361
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,409	
そ の 他	3,659	9,068
経 常 損 失 (△)		△ 1,045,237
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,379,801	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,917	1,381,718
特 別 損 失		
減 損 損 失	15,416	
解 体 撤 去 費 用	126,370	141,786
税 引 前 当 期 純 利 益		194,694
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		40,817
法 人 税 等 調 整 額		11,741
当 期 純 利 益		142,135

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金	
				固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成28年4月1日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	39,543	328,760
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 33,421
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 4,077	4,077
当期純利益						142,135
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 4,077	112,791
平成29年3月31日残高	3,700,011	925,002	1,958,137	2,883,140	35,466	441,552

	株 主 資 本			評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金 合 計				
平成28年4月1日残高	368,304	△ 437,054	6,514,401	435,872	6,950,274
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 33,421		△ 33,421		△ 33,421
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—
当期純利益	142,135		142,135		142,135
自己株式の取得		△ 1,585	△ 1,585		△ 1,585
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				143,269	143,269
事業年度中の変動額合計	108,714	△ 1,585	107,129	143,269	250,398
平成29年3月31日残高	477,018	△ 438,639	6,621,530	579,141	7,200,672

[注] 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、仕掛品、製品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法……………定 額 法

3. 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……………従業員（使用人兼務役員を含む）に対し支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生の際事業年度に一括費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

会計上の見積りの変更

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行っております。見積りの変更による増加額15,416千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,692,104千円

損益計算書に関する注記

1. 固定資産売却益は、旧東京會館ビル敷地の一部売却によるものであります。

2. 減損損失は、営業所の事業用資産に係るもので、建物15,416千円であります。

3. 特別損失に計上した「解体撤去費用」は、旧本館敷地に設置されていた地下埋設物の解体撤去に係る費用であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	3,463,943株
------	------------
 2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	122,302株
------	----------
 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

平成28年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しています。

① 株式の種類	普通株式
② 配当金の総額	33,421千円
③ 1株当たり配当額	1円00銭
④ 基準日	平成28年3月31日
⑤ 効力発生日	平成28年6月30日
- (注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
平成28年3月期の1株当たり配当額につきましては、当該株式併合前の実際の配当額を記載しております。
- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	33,416千円
② 1株当たりの配当額	10円00銭
③ 基準日	平成29年3月31日
④ 効力発生日	平成29年6月30日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

流動の部

繰延税金資産	賞与引当金	23,515 千円
	その他	20,292 千円
	小計	<u>43,807 千円</u>
	評価性引当額	<u>△43,807 千円</u>
	合計	<u>— 千円</u>

固定の部

繰延税金資産	退職給付引当金	581,145 千円
	繰越欠損金	336,507 千円
	資産除去債務	22,894 千円
	その他	59,356 千円
	小計	<u>999,904 千円</u>
	評価性引当額	<u>△418,744 千円</u>
	合計	<u>581,160 千円</u>
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△185,183 千円
	固定資産圧縮積立金	△15,672 千円
	資産除去費用	△3,059 千円
	小計	<u>△203,915 千円</u>
繰延税金資産の純額	合計	<u>377,244 千円</u>

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については適正かつ円滑な運用を行い、投機的な取引は行いません。短期的な運転資金は、営業債務のほか銀行等金融機関からの借入による調達を行います。

営業債権である売掛金は顧客に対する信用リスクを有しておりますが、発生単位ごとに残高管理を行うなど、リスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクを有しておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク管理を行っております。これら金融資産のリスク管理は社内規程（「資産運用細則」）を定めて運用しております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに預り金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利借入には金利の変動リスクを有しておりますが、借入金額及び期間などを限定してリスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	1,452,008	1,452,008	—
(2) 売掛金	373,352		
貸倒引当金	△349		
計	373,002	373,002	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	309,920	310,038	117
② その他有価証券	1,630,463	1,630,463	—
(4) 買掛金	(147,979)	(147,979)	—
(5) 未払金	(228,659)	(228,659)	—
(6) 短期借入金	(380,000)	(380,000)	—
(7) 預り金	(69,604)	(69,604)	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに売掛金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については次のとおりです。

① 満期保有目的の債券は国債とコマーシャルペーパーを保有し、国債の時価は日本証券業協会が公表する「公社債店頭売買参考統計値表」によっており、コマーシャルペーパーは取引金融機関から提示された価格によっております。

② その他有価証券のうち上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 買掛金、未払金、短期借入金及び預り金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

- (1) 非上場株式(貸借対照表計上額85,602千円)、敷金及び保証金(貸借対照表計上額469,727千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。
- (2) 長期未払金(貸借対照表計上額80,376千円)、長期預り保証金(貸借対照表計上額316,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,154円83銭
1株当たり当期純利益	42円53銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月6日

株式会社 東京會館
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指定社員 公認会計士 佐野 允夫 ㊤
業務執行社員

指定社員 公認会計士 後 宏治 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京會館の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役会の全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本の方針として、監査計画、職務の分担等を定め、法令順守、内部統制システムの構築及びリスク管理を重点監査項目に設定し、各監査役から監査の実施状況及びその結果について、報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びきさらぎ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 きさらぎ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社 東京會館 監査役会
常勤監査役(社外監査役) 木村 輝 昭 ㊟
監 査 役(社外監査役) 畔 柳 信 雄 ㊟
監 査 役(社外監査役) 相 場 康 則 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期は、東京會館本館が建替えのために休館中であることから営業損失となりましたが、建替え資金に充当するため本館の敷地を一部譲渡したことにより売却益を計上し、当期純利益となりました。

当期の期末配当につきましては、株主様重視の観点から安定的な配当を行う当社の基本方針および当期の業績ならびに事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金10円00銭
総額 33,416,410円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 渡辺紳一、外山勇雄、松岡 功、宮岡成治の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のために2名減員し、取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> とやま いさ お 外山 勇雄 (昭和22年6月1日生)	昭和41年3月 当社入社 平成15年6月 当社調理・製菓部副部長兼プルニエ調理長 平成18年10月 当社調理・製菓部長兼プルニエ調理長 平成19年6月 当社取締役調理・製菓部長兼プルニエ調理長 平成20年4月 当社取締役調理・製菓部長 平成23年4月 当社取締役調理本部長兼調理・製菓部長 平成25年2月 当社取締役調理本部長 平成25年4月 当社常務取締役調理本部長(現任)	2,300株
[取締役候補者とした理由] 外山勇雄氏は、主に調理部門で宴会調理・レストランにおける調理長を歴任するなど、高度な専門性と豊富な経験を有し、調理本部長としてリーダーシップを発揮しており、当社が創業以来長年培ってきた味の伝承を行う中心的役割を担っていることから、当社の取締役に相応しい人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> まつ おか いさお 松岡 功 (昭和9年12月18日生)	昭和32年4月 東宝株式会社入社 昭和52年5月 同社代表取締役社長 昭和63年12月 株式会社フジ・メディア・ホールディングス取締役(現任) 平成7年5月 東宝株式会社代表取締役会長 平成7年6月 当社取締役(現任) 平成21年5月 東宝株式会社名誉会長(現任) (重要な兼職の状況) 東宝株式会社名誉会長 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役	7,933株
[取締役候補者とした理由] 松岡功氏は、東宝株式会社名誉会長の職にあり、企業経営の豊富な経験や実績を有しており、その幅広い知識と見識を生かし、当社経営に適切な助言・提言をいただけると判断したため、引き続き社外取締役候補者としております。			

- [注] 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 2. 松岡 功氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 松岡 功氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして22年となります。
 4. 松岡 功氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 5. 当社と松岡 功氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 畔柳信雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
<div style="display: flex; justify-content: space-between; border: 1px solid black; padding: 2px;"> 再任 社外 独立 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>くろ やなぎ のぶ お</small> 畔柳信雄 (昭和16年12月18日生) </div>	昭和40年4月 株式会社三菱銀行入行 平成4年6月 同行取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行取締役 平成8年6月 同行常務取締役 平成13年6月 同行常務執行役員 平成14年6月 同行副頭取 平成15年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 平成16年6月 株式会社東京三菱銀行頭取 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ取締役 社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 社長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 平成20年4月 同行取締役会長 平成21年6月 三菱重工業株式会社社外監査役 平成21年12月 株式会社三菱総合研究所社外取締役(現任) 平成22年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役 平成24年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行相談役 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成26年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現任) 平成27年6月 三菱重工業株式会社社外取締役監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 株式会社三菱総合研究所社外取締役 三菱重工業株式会社社外取締役監査等委員	500株
[監査役候補者とした理由] 畔柳信雄氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問の職にあり、長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図るために適切な助言・提言をいただくと判断したため引き続き社外監査役候補者としております。		

- [注]
- 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
 - 畔柳信雄氏は、社外監査役候補者であります。
 - 畔柳信雄氏の社外監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもちまして、4年となります。
 - 畔柳信雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
 - 当社と畔柳信雄氏の間では、会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低限度額としております。同氏が原案どおり選任された場合、当該契約を継続する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
いけ うち じゅんいちろう 池内潤一郎 (昭和29年4月4日生)	昭和52年3月 当社入社 平成10年7月 当社経理部次長 平成15年3月 当社総務部経営企画室次長 平成20年4月 当社総務部経営企画室長 平成23年4月 当社監査室長(現任) 平成25年6月 当社補欠監査役(現任)	100株
[補欠監査役候補者とした理由] 池内潤一郎氏は、主に経理部門で豊富な経験を有し、監査室長を務めるなど、管理業務全般に関する経験・実績・見識を有しており当社の監査体制の強化ならびに監査機能の充実を図ることに適切な人材と判断したため、引き続き補欠監査役候補者としております。		

[注] 候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

以上

会場案内図

- 会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目1番1号
如水会館2階「スターホール」
電話 (03) 3261-1101 (代表)



■交通のご案内

○地下鉄

東西線「竹橋駅」1b出口から徒歩約4分、3a出口から徒歩約5分
半蔵門線
都営三田線
都営新宿線) 「神保町駅」A8、A9出口から徒歩約3分

駐車場の用意がございませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用
くださいますようお願い申し上げます。